

# 平成30年度事業報告

平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで

## 第1 事業の概要

肉用牛をめぐる情勢については、肉牛生産者の高齢化による廃業などに伴い飼養戸数の減少が続いており、30年は全国では前年に比べ1,800戸減少して4万8,300戸となった。飼養頭数は、繁殖雌牛の増頭などにより全国では前年に比べ1万5,000頭増加して、251万4,000頭となり、北海道では8,000頭増加し52万4,500頭となった。

枝肉価格は、肥育牛の出荷頭数の減少により24年度から28年度にかけて大きく上昇したが、29年度は、黒毛和種と交雑種は下落、乳用種は横ばいとなった。30年度に入ってから全品種とも価格は上昇し高水準で推移した。

こうした情勢を背景に肉用子牛価格は、「肉専用種」は28年度をピークに29年度、30年度と下降したが、保証基準価格を大幅に上回る高値相場が続いた。「交雑種」、「乳用種」についても29年度、30年度と保証基準価格を大きく上回り高値で推移した。

このような状況の中で、30年12月30日の「TPP11協定」発効に合わせて、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の算定方式が、生産費調査を基礎とした経営の実情に即したのみに見直されるなど、各品種とも保証基準価格及び合理化目標価格が大幅に引き上げられた。

一方、31年2月1日に「日EU・EPA協定」が発効し、さらに米国との2国間協定であるTAG交渉が開始されるなど、引き続き肉用牛経営をめぐる大きな懸念材料を抱える状況が続いている。

事業別には、肉用子牛価格安定事業における肉用子牛生産者補給金制度については、「その他肉専用種」の平均売買価格が第2四半期に保証基準価格を下回ったため、補給金が交付された。

肉専用種を対象とする肉用牛繁殖経営支援事業については、「その他肉専用種」について第2四半期で支援交付金が交付された。なお、肉用子牛生産者補給金制度の保

証基準価格が大幅に引き上げられたことから、補完事業であった本事業は同制度に一本化された。

29年度新規事業の「肉用子牛生産維持・拡大推進事業」については、事業実施期間3ヶ年（29～31年度）の2年目として、30年度は168戸に対して2,459万円を助成した。

乳用種及び乳用種を母とする交雑種を対象とした肉用肥育牛価格安定事業については、平均売買価格が保証基準価格を上回って推移したため補給金は交付されなかった。

また、31年度から平均売買価格の算定方法を見直すとともに、生産者負担を軽減して実施することとした。

養豚経営安定対策事業については、粗収益が生産コストを上回ったため、補てん金は交付されなかった。

また、30年12月30日の「T P P 11協定」発効により、同事業は「肉豚経営安定交付金制度」に移行した。新制度への移行により生産者の負担が大幅に引き下げられたことから、これまで農協とホクレンの拠出により行ってきた生産者負担金の軽減対策は廃止することとなった。

以上のように本協会は、本道の肉用牛生産等の安定的で健全な発展を図るため、関係機関・団体の協力のもとに肉用子牛、肉用肥育牛及び肉豚の価格安定事業とその関連対策事業に取り組み、円滑な事業推進に鋭意努めた。

以下、事業の実施状況について報告する。

## 1 肉用子牛生産者経営安定対策事業

### (1) 肉用子牛価格安定事業

#### ア 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の再生産の確保と農業経営の安定を図るため、第6業務対象年間の4年目である30年度は、事務委託先93団体、契約生産者1,974戸を対象に事業

を実施した。個体登録頭数は前年に比べ2,397頭減少し27万2,627頭となり、特に乳用種は5,746頭減少し13万4,328頭となった。

生産者補給金は、小規模繁殖農家を中心に飼養戸数の減少が続き、子牛の取引頭数が回復していないことなどから「黒毛和種」、「褐毛和種」、「乳用種」、「交雑種」では子牛価格が保証基準価格を上回って推移したため交付がなかったが、「その他肉専用種」では第2四半期に平均売買価格が保証基準価格を下回ったため、21期振りに補給金を交付した。

表1 生産者補給金交付契約の締結状況

区 分	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
個 人	2,196	1,653	1,648	1,656	1,664
法 令 法 人	287	251	275	299	310
農 協	9	5	5	5	5
農 協 連	1	1	1	1	1
農 事 組 合 法 人	22	17	17	17	17
合 名 ・ 合 資	1	1	1	1	2
株 式 会 社	91	93	114	138	149
有 限 会 社	160	131	133	133	132
合 同 会 社	3	3	4	4	4
計	2,483	1,904	1,923	1,955	1,974

表2 経営分類別契約者数

区 分	繁 殖	酪 農	一 貫	哺 育	計
個 人	1,211	243	132	78	1,664
農 協	—	—	1	4	5
農 協 連	—	—	1	—	1
農 事 組 合 法 人	3	7	5	2	17
合 名 ・ 合 資	—	1	1	—	2
株 式 会 社	47	20	48	34	149
有 限 会 社	47	30	37	18	132
合 同 会 社	2	1	1	—	4
計	1,310	302	226	136	1,974

表3 事務委託契約の締結状況

区 分	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
農 協	93	89	89	89	89
連 合 会	3	3	3	3	3
配合飼料基金協会	1	1	1	1	1
計	97	93	93	93	93

表4 肉用子牛個体登録の状況（平成30年1～12月）

（単位：頭）

期 区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の 肉専用種	乳用種	交雑種・乳	合 計
30年1～3月期	11,391	215	251	36,861	25,174	73,892
4～6月期	10,391	183	84	33,311	23,939	67,908
7～9月期	9,919	178	54	31,353	22,023	63,527
10～12月期	11,267	238	279	32,803	22,713	67,300
合 計	42,968	814	668	134,328	93,849	272,627

（注）交雑種・乳は、乳用種に肉専用種を掛け合わせたもの。

表5-① 保証基準価格・合理化目標価格及び生産者積立金

（30年4月1日から12月29日まで）

（単位：円/頭）

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他の 肉専用種	乳 用 種	交雑種・乳	
保 証 基 準 価 格		341,000 (339,000)	311,000 (309,000)	222,000 (221,000)	141,000 (136,000)	216,000 (210,000)	
合 理 化 目 標 価 格		284,000 (282,000)	261,000 (259,000)	151,000 (150,000)	98,000 (93,000)	158,000 (152,000)	
生 産 者 積 立 金		1,200	4,600	12,400	6,400	2,400	
う ち 生 産 者 負 担 金	道 内 生 産 者	300	1,150	3,100	2,200	700	
	道 外 生 産 者	県 助 成 有	300	1,150	3,100	1,600	600
		県 助 成 無	600	2,300	6,200	3,200	1,200

（注）保証基準価格、合理化目標価格の下段（ ）は29年度

表5-② 保証基準価格・合理化目標価格及び生産者積立金  
(30年12月30日以降)

(単位：円/頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種・乳	
保証基準価格		531,000	489,000	314,000	161,000	269,000	
合理化目標価格		421,000	388,000	249,000	108,000	212,000	
生産者積立金		1,200	4,600	12,400	6,400	2,400	
うち 生産者 負担金	道内生産者	300	1,150	3,100	2,200	700	
	道外 生産者	県助成有	300	1,150	3,100	1,600	600
		県助成無	600	2,300	6,200	3,200	1,200

表6 指定肉用子牛の規格

肉用子牛の種類	体 重
黒毛和種	250 kg ～ 320 kg
褐毛和種	260 kg ～ 330 kg
無角和種	200 kg ～ 270 kg
日本短角種	200 kg ～ 280 kg
アンガス種及びヘレフォード種	260 kg ～ 310 kg
ホルスタイン種（雌を除く）	250 kg ～ 330 kg
ホルスタイン種を母とする交雑種	260 kg ～ 320 kg

表7 指定市場（北海道）

家畜市場の名称	開設者
ホクレン北海道中央地域家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン南北道家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン十勝地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン北見地区総合家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン根室地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
北見集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合
紋別集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合
十勝中央家畜市場	十勝畜産農業協同組合
根室集散地家畜市場	根室地方家畜商業協同組合

(注) 全国91市場、うち北海道9市場

表8 生産者補給金の交付状況（平成30年1～12月）

（単位：円/頭、頭）

品 種	期 区 分	保証基準 価 格	合 理 化 目 標 価 格	平均売買 価 格	生 産 者 補 給 金 単 価			交 付 対 象 頭 数			生 産 者 補 給 金 交 付 額		
					補給金部分	積立金部分	計	販 売	保 留	計	補給交付金部分	積立金部分	計
黒 毛 和 種	30年1～3月期	339,000	282,000	782,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4～6月期	341,000	284,000	765,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7～9月期	341,000	284,000	757,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～12月期	341,000	284,000	781,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
褐 毛 和 種	30年1～3月期	309,000	259,000	609,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4～6月期	311,000	261,000	526,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7～9月期	311,000	261,000	573,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～12月期	311,000	261,000	573,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 肉 専 用 種	30年1～3月期	221,000	150,000	252,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4～6月期	222,000	151,000	301,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7～9月期	222,000	151,000	206,000	16,000	—	16,000	44	146	190	3,040,000	—	3,040,000
	10～12月期	222,000	151,000	332,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	44	146	190	3,040,000	—	3,040,000
乳 用 種	30年1～3月期	136,000	93,000	262,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4～6月期	141,000	98,000	246,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7～9月期	141,000	98,000	243,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～12月期	141,000	98,000	266,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交 雑 種 ・ 乳	30年1～3月期	210,000	152,000	394,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4～6月期	216,000	158,000	392,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7～9月期	216,000	158,000	395,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～12月期	216,000	158,000	441,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	30年1～3月期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4～6月期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7～9月期	—	—	—	—	—	—	44	146	190	3,040,000	—	3,040,000
	10～12月期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	44	146	190	3,040,000	—	3,040,000

表9 生産者積立金の造成

(単位：頭、円)

区 分	登 録 数 頭	1 頭 当たり 生産者 積立金	生 産 者 積 立 金 造 成 額	負 担 区 分			
				生 産 者	道 県	振興機構	その他
黒毛和種	42,968	1,200	51,561,600	13,062,000	12,718,800	25,780,800	—
褐毛和種	814	4,600	3,744,400	936,100	936,100	1,872,200	—
その他の肉専用種	668	12,400	8,283,200	2,092,500	2,049,100	4,141,600	—
乳用種	134,328	6,400	859,699,200	306,498,400	123,351,200	429,849,600	—
交雑種・乳	93,849	2,400	225,237,600	65,680,400	46,938,400	112,618,800	—
合 計	272,627	—	1,148,526,000	388,269,400	185,993,600	574,263,000	—

(注) 登録頭数は、平成30年1～12月

表10 生産者積立金等の保有状況

## ア 生産者積立金

(単位：円)

区 分	前年度末 保 有 額 (A)	本年度造成額 (B)	運 用 益 (C)	償還円滑化積立 金からの繰入額 (D)	小 計 (E) (A)+(B)+(C)+(D)
黒毛和種	165,516,528	51,561,600	17,015	—	217,095,143
褐毛和種	11,075,278	3,744,400	1,133	—	14,820,811
その他の肉専用種	35,687,962	8,283,200	3,650	—	43,974,812
乳用種	3,400,045,891	859,699,200	351,248	—	4,260,096,339
交雑種・乳	776,735,956	225,237,600	80,074	—	1,002,053,630
合 計	4,389,061,615	1,148,526,000	453,120	—	5,538,040,735

区 分	補給金交付額 (F)	積立準備金 への繰入額 (G)	借入金返済額 (H)	年度末保有額 (E)-(F)-(G)-(H)
黒毛和種	—	0	—	217,095,143
褐毛和種	—	0	—	14,820,811
その他の肉専用種	—	0	—	43,974,812
乳用種	—	0	—	4,260,096,339
交雑種・乳	—	0	—	1,002,053,630
合 計	—	0	—	5,538,040,735

イ 生産者積立準備金

(単位：円)

区 分	前年度末 保有額 (A)	生産者積立金 への繰入額 (B)	運用益 (C)	特別の積立金 への繰入額 (D)	償還円滑化積立 金への繰入額 (E)
生産者負担金 充当分	1,212,328	0	121	0	121
道・県生産者積立 助成金充当分	1,117,826,055	185,803,400	100,719	0	0
農畜産業振興機構 積立助成金充当分	0	0	0	0	0
合 計	1,119,038,383	185,803,400	100,840	0	121

区 分	生産者積立金 からの繰入額 (F)	特別の積立金 からの繰入額 (G)	償還円滑化積立 金からの繰入額 (H)	生産者等 への返還額 (I)	年度末保有額 (A)-(B)+(C)-(D)- (E)+(F)+(G)+(H)-(I)
生産者負担金 充当分	0	0	0	0	1,212,328
道・県生産者積立 助成金充当分	0	0	0	0	932,123,374
農畜産業振興機構 積立助成金充当分	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	933,335,702

ウ 償還円滑化積立金

(単位：円)

区 分	前年度末 保有額 (A)	生産者積立 準備金から の繰入額 (B)	特別の積立金 からの繰入額 (C)	運用益 (D)	生産者積立 準備金への 繰入額 (E)	年度末保有額 (A)+(B)+(C) +(D)-(E)
生産者負担金 充当分等	16,459,419	121	0	1,652	0	16,461,192
合 計	16,459,419	121	0	1,652	0	16,461,192



エ 生産者積立金及び生産者積立準備金の管理表

(単位：円)

区 分		品種区分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種・乳	合 計		
期首残高	①	生産者積立金						4,389,061,615		
	②	生産者積立準備金						1,119,038,383		
	内 訳	③	生産者の負担金充当分						1,212,328	
		④	道県の実績額						1,117,826,055	
		⑤	農畜産業振興機構の実績額						0	
(2) 生産者積立金実績額	⑥	生産者積立金純増加額 (⑨+⑫+⑮+⑱)	38,879,400	2,808,300	6,234,100	736,439,200	178,361,600	962,722,600		
	⑦	生産者積立準備金からの繰入額 (⑩+⑬+⑯)	12,682,200	936,100	2,049,100	123,260,000	46,876,000	185,803,400		
	⑧	計 (⑥+⑦)	51,561,600	3,744,400	8,283,200	859,699,200	225,237,600	1,148,526,000		
	内	生産者	⑨	負 担 金	13,062,000	936,100	2,092,500	306,498,400	65,680,400	388,269,400
			⑩	生産者積立準備金 (③からの繰入金)						0
		⑪	小 計 (⑨+⑩)	13,062,000	936,100	2,092,500	306,498,400	65,680,400	388,269,400	
	道 県	⑫	生産者積立助成金	36,600			91,200	62,400	190,200	
		⑬	生産者積立準備金 (④からの繰入金)	12,682,200	936,100	2,049,100	123,260,000	46,876,000	185,803,400	
		⑭	小 計 (⑫+⑬)	12,718,800	936,100	2,049,100	123,351,200	46,938,400	185,993,600	
	振 興 機 構	⑮	生産者積立助成金	25,780,800	1,872,200	4,141,600	429,849,600	112,618,800	574,263,000	
		⑯	生産者積立準備金 (⑤からの繰入金)						0	
		⑰	小 計 (⑮+⑯)	25,780,800	1,872,200	4,141,600	429,849,600	112,618,800	574,263,000	
		その他	⑱	生産者積立金として寄付又は補助						0
	(3) 他の資金からの繰入状況	⑲	特別の積立金から生産者積立金への繰入額						0	
		⑳	調整積立金から生産者積立金への繰入額						0	
㉑		生産者補給金に充当のための全国協会からの借入金額						0		
㉒		生産者積立金に係る運用果実	17,015	1,133	3,650	351,248	80,074	453,120		
㉓		償還円滑化積立金から生産者積立金への繰入額						0		
㉔		生産者積立金の改定による積立金の返還						0		
㉕		生産者補給金交付額						0		
㉖		生産者積立金から生産者積立準備金への繰入額						0		
㉗		生産者積立準備金の返還額						0		
㉘		事務委託先返還分の生産者積立準備金への繰入額						0		
㉙		生産者積立準備金に係る運用果実						100,840		
㉚		生産者積立準備金から特別の積立金への繰入額						0		
㉛		生産者積立準備金から償還円滑化積立金への繰入額						121		
(4) 期末残高	⑳	特別の積立金から生産者積立準備金への繰入額						0		
	㉜	償還円滑化積立金から生産者積立準備金への繰入額						0		
	㉝	生産者積立金 (①+⑧+⑲+㉚+㉛+㉜+㉝-㉔-㉖-㉗)						5,538,040,735		
	㉞	生産者積立準備金 (②-⑦+⑯-⑰+㉘+㉙-㉚-㉛+㉜+㉝)						933,335,702		
内 訳	㉟	生産者の負担金充当分						1,212,328		
	㊱	道・県の実績額						932,123,374		
	㊲	振興機構の実績額						0		

## イ 肉用牛繁殖経営支援事業

肉専用種繁殖経営の所得を確保し経営基盤の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度を補完するものとして、肉専用種の子牛価格が発動基準（家族労働費の8割を補てんするものとして設定）を下回った場合に、四半期ごとに販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の4分の3に相当する額を支援交付金として交付する事業であり、30年度においては、第2四半期に「その他肉専用種」に対し交付した。

「T P P 11協定」の発効による肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の見直しに伴い、本事業は30年12月30日以降補給金制度に一本化された。

### (ア) 支援交付金の発動基準

(単位：円/頭)

品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
発 動 基 準	460,000 (460,000)	420,000 (420,000)	300,000 (300,000)

(注) 下段( )は平成29年度

### (イ) 支援交付金の交付状況

(単位：円)

品 種	29事業年度	30 事 業 年 度				備 考
	30年1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	計	
黒毛和種	—	—	—	—	—	交付頭数 189頭
褐毛和種	—	—	—	—	—	
その他の肉専用種	3,924,000	—	11,056,500	—	11,056,500	交付単価
合 計	3,924,000	—	11,056,500	—	11,056,500	58,500円/頭

注1：10～12月期は12月29日まで。

注2：30会計年度に属する交付実績は、30年1～3月期から10～12月期で14,980,500円。

## ウ 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

### (ア) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業（事業費 147,908千円）

#### ① 制度運営適正化推進

- 肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の適正かつ円滑な推進等を図るため、肉用子牛の個体識別、個体登録、販売、保留、異動の確認及び指導を行った。
- 補給金の不正受給を防止し適正な制度運営を図るため、5月に新任等実務担当職員対象の研修会、6月に管理職員対象の事業概要説明会、31年3月には実務担当者研修会を実施した。

また、道内を6ブロックに分けて、事務委託先の担当者を対象に開催した業務推進会議では、電算システムの更新、調査指導の実施状況など

についての説明を行った。

- 肉用子牛平均売買価格算定の基礎となる、9 指定市場を含めた道内12 家畜市場における家畜市場取引情報収集の報告に係る事務委託費を、市場開設者へ支払った。

② 調査指導

肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、事務委託先35団体における事務の執行状況についての点検、調査及び指導を行うとともに、契約生産者5戸における個体登録等の手続き状況や保留牛等の現地確認について、調査指導を行った。

(イ) 指定協会運営体制支援事業（事業費 20,896千円）

肉用子牛生産者補給金制度を円滑に実施するため、(独)農畜産業振興機構より支援を受け、当協会の運営体制の強化を図った。

(2) 肉用子牛生産維持・拡大推進事業

肉用子牛生産基盤の維持・拡大により、生産者の経営の健全な発展を図るため、肉用子牛の事故率低減に向け、衛生管理やストレス解消に必要な機器・機材類の購入費用の一部に対する助成を29年度に引き続き実施した。

ア 事業の内容

(ア) 実施期間 29年度～31年度（3 ヶ年）

(イ) 事業対象者

当協会と「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結し、実施期間中に肉用子牛を登録申込する生産者（個人及び法人）。

(ウ) 助成割合・助成額

- ・ 1 生産者当たり対象購入費用額の90%（15万円を上限）
- ・ 個体登録頭数100頭以上の生産者については、購入費用の80%（30万円を上限）。また、登録頭数500頭以上の生産者の助成額を60万円に引き上げ。

イ 事業実施状況

(ア) 事業参加状況

（単位：千円、戸）

区 分	助 成 額	参加戸数
29年度（実績）	79,190	509
30年度（実績）	24,587	168
31年度（見込）	14,623	111
合 計	118,400	676

（注）年度別参加戸数は延べ数。合計は実戸数。

(イ) 平成30年度助成対象物品の内容

対象区分	数 量	助成額 (千円)
分娩事故率低減	62	7,000
・ 監視カメラ	55	6,308
・ その他	7	692
衛生管理	251	8,953
・ 送風機	48	1,733
・ カーフハッチ	187	3,478
・ 噴霧器	13	3,656
・ その他	3	86
ストレス解消	609	6,442
・ 保温ヒーター	128	2,302
・ カーフジャケット	437	1,415
・ その他	44	2,725
その他	4	2,192
合計助成金額	926	24,587

## 2 肉用肥育牛価格安定事業

### (1) 肉用肥育牛価格安定事業

肉用肥育牛経営の健全な発展に資するため、30年度は第12業務対象年間の最終年度として、会員13農協、生産者48戸、契約頭数3万7,307頭を対象に事業を実施した。

生産者補給金は、枝肉価格の低下により12月を除く全ての月で交付があった29年度から一転し、30年度は乳用種雄子牛の減少により、出荷頭数が少なかったことから、平均売買価格が保証基準価格を上回る高値で推移したため交付されなかった。

### ア 肉用肥育牛価格安定事業運営委員会の開催

30年9月19日と31年2月12日に開催し、31年度からの次期業務対象年間に向けて、「T P P11協定」の発効に伴う国のマルキン制度の強化などを踏まえた事業のあり方について検討を行い、平均売買価格の算出方法の変更や生産者積立金造成に係る生産者の負担割合の軽減について結論を得た。

また、「31年度実施諸元」などについて協議した。

## イ 事業の内容

### (ア) 事業の実施諸元（平成30年度）

区 分	単 位	内 容																								
対象肥育牛	—	(1) 乳用種及び乳用種を母とする交雑種 (2) 肉質等級「2」以上で、枝肉重量300kg以上 (3) 指定荷受機関に出荷した肥育牛																								
保証基準価格	枝肉 1 kg 当たり	980円（消費税込み）																								
平均売買価格	枝肉 1 kg 当たり	各月ごとの、3食肉卸売市場（東京、大阪、さいたま）の乳牛去勢枝肉「B-2」の卸売価格の単純平均。なお、算出する卸売価格の中に、単純平均の25%を超える又は満たないものがあるときは、その卸売価格を除外し除外後の卸売価格の単純平均を平均売買価格とする。																								
基準枝肉重量	1 頭 当 たり	枝肉 400kg																								
補給金交付	1 頭 当 たり	各月ごとに、平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に交付する。 (1) 交付額 （保証基準価格－平均売買価格）×基準枝肉重量×0.9 ただし、交付額が1,000円以下の場合には交付しない。 (2) 交付限度額 7,200円/頭（交付上限単価20円/kg） (3) 交付時期 月ごとに、当該月の翌月に契約会員に対し交付																								
負担金及び負担区分	1 頭 当 たり	(1) 負担金 5,400円 (2) 負担区分 (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>契約農家</th> <th>契約会員</th> <th>指定荷受機関</th> <th>持分額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担割合</td> <td>60%</td> <td>13%</td> <td>27%</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>新規・増頭</td> <td>3,240</td> <td>702</td> <td>1,458</td> <td>—</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>継 続</td> <td>3,120</td> <td>676</td> <td>1,404</td> <td>200</td> <td>5,400</td> </tr> </tbody> </table> (3) 納付期日 協会が定める期日	区 分	契約農家	契約会員	指定荷受機関	持分額	計	負担割合	60%	13%	27%	—	100%	新規・増頭	3,240	702	1,458	—	5,400	継 続	3,120	676	1,404	200	5,400
区 分	契約農家	契約会員	指定荷受機関	持分額	計																					
負担割合	60%	13%	27%	—	100%																					
新規・増頭	3,240	702	1,458	—	5,400																					
継 続	3,120	676	1,404	200	5,400																					
特別納付金	1 頭 当 たり	(1) 特別準備積立金 設定なし (2) 特別補てん積立金 必要時に設定																								
手数料	1 頭 当 たり	20円																								

### (イ) 第12業務対象年間契約頭数

(単位：頭)

契約会員数	区 分	28年度	29年度	30年度	合 計
13	契約頭数	37,603	36,837	37,307	111,747

### (ウ) 平成30年度契約頭数

(単位：頭)

契 約		契 約 頭 数				合 計
会員数	農家数(戸)	30年 4～6 月期	7～9 月期	10～12月期	31年 1～3 月期	
13	48	9,233	9,241	9,605	9,228	37,307

## (エ) 生産者積立金の造成

(単位：頭、円)

区 分		1頭当たり負担金	頭 数	本 年 度 造 成 額	負 担 区 分		
					契約農家	契約会員	荷受機関
生産者 積立金	新規・増頭	5,400	854	4,611,600	2,766,960	599,508	1,245,132
	継 続	5,200	36,453	189,555,600	113,733,360	24,642,228	51,180,012
合 計		—	37,307	194,167,200	116,500,320	25,241,736	52,425,144

## (オ) 生産者補給金の交付状況

(単位：頭、円)

区 分	30年 3 月	30年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
契 約 頭 数	3,030	3,144	3,013	3,076	3,112	3,015	3,114
補 給 金 交 付 対 象 頭 数	2,783	0	0	0	0	0	0
補給金交付額	25,047,000	0	0	0	0	0	0
区 分	10月	11月	12月	31年 1 月	2 月	3 月	合 計
契 約 頭 数	3,207	3,134	3,264	3,081	3,080	3,067	37,307
補 給 金 交 付 対 象 頭 数	0	0	0	0	0	0	0
補給金交付額	0	0	0	0	0	0	0

注1：補給金交付時期は翌月末。

注2：合計欄の契約頭数、交付対象頭数及び補給金交付額は4月～3月。

注3：30会計年度に属する交付実績は、30年3月～31年2月で25,047,000円。

## (カ) 生産者積立金の保有状況

(単位：円)

区 分	前年度末 保 有 額 (A)	本 年 度 造 成 額 (B)	運 用 益 (C)	特 別 積 立 金 か ら の 繰 入 額 (D)	補給金交付額 (E)	年度末保有額 (A)+(B)+(C) +(D)-(E)
生産者 積立金	10,400,534	194,167,200	16,192	14,646,387	25,047,000	194,183,313

## (キ) 特別の積立金の保有状況

(単位：円)

区 分	前年度末 保 有 額 (A)	本 年 度 造 成 額 (B)	運 用 益 (C)	生 産 者 積 立 金 へ の 繰 入 額 (D)	年度末保有額 (A)+(B)+(C)-(D)
特別補てん 積立金	22,067,223	0	197	14,646,387	7,421,033



### 3 肉豚価格安定事業

#### 養豚経営安定対策事業及び肉豚経営安定交付金制度

養豚経営の安定を図るため、(独)農畜産業振興機構においては、養豚拠出資金を造成・管理し、収益性が悪化した場合に、補てん金として粗収益と生産コストの差額の8割を機構から生産者に対し直接交付する養豚経営安定対策事業を実施してきたが、30年12月30日に「T P P 11協定」が発効したことにより、「畜産経営の安定に関する法律」に基づく肉豚経営安定交付金制度へ移行した。

仕組みについては、生産者が負担金を農畜産業振興機構に納付することや負担金と機構の資金を財源にして、四半期毎に補てんを行うなど基本的にはこれまでと同じであるが、対策内容は補てん割合が8割から9割、生産者と国の拠出割合が1対1から1対3になるなど大幅に生産者負担が軽減された。

31年1月29日開催の養豚経営安定対策委員会での協議を踏まえ、これまで農協とホクレンの拠出により行ってきた農家負担軽減対策については廃止することとした。

本協会は、養豚事業者の申請等事務の受託者として、養豚事業者52戸、契約頭数22万7,509頭について、申請書等の作成支援、並びに生産者負担金のとりまとめと(独)農畜産業振興機構への送付・送金を行った。

30年度は関東地方で豚流行性下痢(P E D)の発生が続いたことに加え、気温の高低差の影響で豚の増体が鈍り、出荷が遅れ気味となった。さらに、東海地方で豚コレラの発生が収まらず、安定供給に不安感が強くなったことから、相場の上げ要因となった。

この結果、生産者の粗収益が生産コストを上回ったため補てん金の交付はなかった。

(1)-① 養豚経営安定対策事業の内容（30年4月1日～12月29日）

対象年度	30年度		
区分	内容		
事業実施期間	30年4月1日～12月29日		
事業実施主体	養豚事業者		
事業対象者	耕畜連携、エコフィードの活用等の取り組みに努めようとする者		
補填金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割（四半期毎）</li> <li>・前の四半期に発動がなかった場合は通算</li> <li>・養豚基金及び機構の補助金を原資として養豚補填金を交付</li> </ul>		
養豚基金の造成	生産者負担金 700円/頭		
生産者負担金に対する助成	助成割合及び助成単価		
	助成区分	割合	単価（円）
	農協	10%	70
	ホクレン	20%	140
	生産者負担	70%	490
事務委託費	10円/頭		

(1)-② 肉豚経営安定交付金制度の内容（30年12月30日～31年3月31日）

対象年度	30年度		
区分	内容		
業務対象年間	3年間（最初の業務対象年間は平成30年12月30日～令和3年3月31日）		
事業参加者の名称	登録生産者（要件審査後に登録）		
生産者の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉豚の販売目的で肉豚の肥育を業としている者</li> <li>・資本金3億円または従業員300人を超えない者</li> <li>・前業務対象年間に登録取消しを受けてない者</li> <li>・暴力団員等ではなくなってから5年経過していない者等に該当しない者</li> <li>・法その他関係法令違反により罰金刑以上に処せられ、その執行終了等から3年経過していない者に該当しない者</li> <li>・毎業務対象年間中に1回以上、環境規範の点検シートを機構に提出し、環境と調和のとれた農業生産活動の推進に努めようとする者</li> </ul>		
交付金	標準的生産費と標準的販売価格の差額の9割を交付 負担割合：生産者 1：国 3 算出期間：四半期毎又は通期		
負担金	納付頭数：年度当初に設定（「四半期ごとの頭数」も設定） 納付期限：7月末、9月末、12月末、3月末 単価：400円/頭		
事務委託費	10円/頭		



(2) 生産者負担金の状況

(単位：円)

区 分	本年度負担額	機構への送金額	年度末残高
生産者負担金	144,737,600	144,737,600	0

(3) 平成30年度事業対象頭数及び養豚補填金の交付状況

(単位：頭、円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
事業対象頭数	50,101	49,970	70,417	57,021	227,509
交付対象頭数	0				0
補填金交付額	0				0

第1四半期～第3四半期（養豚経営安定対策事業）：170,488頭

第4四半期（肉豚経営安定交付金制度）：57,021頭

#### 4 枝肉共励会等の後援

家畜共進会、枝肉共励会等の後援団体として副賞等を贈呈し、畜産の振興に努めた。